

広島県告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町草木字千貫ウツ六一、油木字竹川内甲一〇一二、甲五六八一、甲五七二六の五、甲五七七三の三、字野田丸甲一五三〇、甲一五四〇の一、字当川内甲一七八八、甲一七八九、甲六六一六、字出佐乙五二二八、乙五二二三の一、乙五二二三の二、乙五二三四の一、乙五二三四の二、字福本甲七四三六の一七、小野字今井一九九六の三、一九九八、一九九九、六二八五の二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)